

一般社団法人産業人知的財産協議会定款(一部省略)

第1章 総則

第1条(名称) 当法人は、一般社団法人産業人知的財産協議会(英文名 Intellectual Property Association of Industrialists。略称「IPAI」)と称する。

第2条(主たる事務所) 当法人は、主たる事務所を大阪府豊中市に置く。

第3条(目的) 当法人は、もっぱら中小ベンチャー企業が、自ら産業人の、産業人による、産業人の為に、知的財産権制度の普及啓発及び知的財産権の利用促進、発明の奨励等を行なうことにより、科学技術の振興を図り、もって我が国の産業及び経済の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 知的財産に関する諸制度の調査研究。
- (2) 知的財産の管理及び戦略に関する調査研究。
- (3) 知的財産創造活動の奨励・推進。
- (4) 知的財産に関する相互啓発及び教育研修。
- (5) 知的財産に係わる公的機関への協力及び意見具申。
- (6) 知的財産に係わる諸団体との交流。
- (7) 知的財産に関する情報の提供。
- (8) 本協議会の活動に貢献した功労者の表彰。
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業。

第4条(公告) 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会 員

第5条(構成員) 本会の会員は、通常正会員、運営正会員、特別会員と賛助会員とし、運営正会員と特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

2 通常正会員は、精算(注:タイプミス。正しくは「生産」)、販売、研究、工務又はサービス事業を営み、その事業の為に、知的財産を創出し、その保護と活用を図っている法人又は個人事業者であって、本会の目的に協調するものとする。

3 運営正会員は、精算(注:タイプミス。正しくは「生産」)、販売、研究、工務又はサービス事業を営み、その事業の為に、知的財産を創出し、その保護と活用を図っている法人であって、本会の目的に協調するものとする。

4 特別会員は、本会の運営に必要な専門的知識・経験を有し、本会の目的に協調するものとする。

5 賛助会員は、通常正会員・運営正会員・特別会員のいずれの資格も有しない法人、団体、機関等で本会の目的に賛同するものとする。

第6条(入会) 前条に定める資格者で入会を希望するものは、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

2 会員は、代表者として本会に対してその権利を行使する1名の者(以下「会

員代表者」という。)を定め、本会に届け出なければならない。会員代表者を変更したときも同様とする。

第7条(経費等の負担) 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第8条(退会) 会員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条(会員の資格喪失) 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失し、退会したものとみなす。

(1) 会員が解散し又は破産宣告を受けたとき。

(2) 会員が吸収合併等により消滅したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

第10条(除名) 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。

(1) 当会の名誉を毀損し、若しくは当会の目的に反する行為をしたとき。

(2) この定款その他の規則に違反したとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第11条(会員資格喪失に伴う権利及び義務) 会員が第8条乃至10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返却しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催することを原則とする。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故がある

ときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第19条 当法人に次の役員を置く。

理事 2名以上10名以内

(選任等)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第22条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第23条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第25条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第26条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第27条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第29条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の理事及び代表理事)

第33条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 西野卓嗣

設立時理事 中村公一

設立時代表理事 中村公一

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第34条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

兵庫県(以下省略)

西野 卓嗣

大阪府(以下省略)

中村 公一

(法令の準拠)

第35条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

(以下、記名押印部分省略)